

一般社団法人こうなん区民利用施設協会  
横浜市下野庭スポーツ会館利用要綱

制 定 平成25年 4月 1日

(趣旨)

第1条 一般社団法人こうなん区民利用施設協会（以下「協会」という。）が港南区長（以下「区長」という。）から管理運営を委託（指定管理者の指定を含む）された横浜市下野庭スポーツ会館（以下「会館」という。）の利用方法その他必要事項は、この要綱に定めるところによる。

(利用目的)

第2条 会館は、地域住民がスポーツ活動を通して健康増進と相互交流を図る場として、次の各号に掲げる事項のために地域住民のだれもが気軽にかつ公平に利用することができる。

- (1) スポーツを主体とするレクリエーション、クラブ活動等健康増進と相互交流のための活動
- (2) 地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (3) その他協会の会長（以下「会長」という。）が必要と認めた活動

(開館時間)

第3条 会館の開館時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、午前9時から午後5時までとする。

(休館日)

第4条 会館の休館日は、12月28日から1月4日までとする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めた場合は、区長と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(占用利用)

第5条 会館を団体で占有利用する者は、個人利用区分を除いた次の区分により利用する。ただし、利用区分は、利用実態に応じて適宜変更できる。

(1) スポーツ室

	時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前	午前 9時～午前 11時	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
	午前 11時～午後 1時						団体	団体
午後	午後 1時～午後 3時	個人	個人	個人	個人	個人	団体	個人
	午後 3時～午後 5時						個人	個人
夜間	午後 5時～午後 7時	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
	午後 7時～午後 9時						団体	

## (2) ミーティング室

時間帯	時 間
午前	午前 9 時～午後 1 時
午後	午後 1 時～午後 5 時
夜間	午後 5 時～午後 9 時

## (3) 屋外ひろば

時間帯	4 月～10 月	11 月～3 月
午前	午前 9 時～午後 0 時 50 分	午前 9 時～午後 0 時 50 分
午後	午後 1 時～午後 4 時 50 分	午後 1 時～午後 4 時 00 分

### (占用利用の申込及び決定)

第 6 条 会館を占用利用する者は、所定の申込書に必要事項を記入し、事前に申込み、承認を受けなければならない。

2 占用利用の申込みは、利用する日の 1 か月前から受付け、先着順に決定する。ただし、受付開始日の決まった時間に複数の団体から重複して申込みがあった場合は、抽選その他の方法により決定することができる。

### (占用利用の申込み制限)

第 7 条 占用利用の申込みは、1 回につき 1 時間帯とし、原則として利用後に次回の申込みをすることができる。

2 架空の団体名によって重複して申込みを行い、又は利用した場合には、以後、その団体の申込みを禁止する。

### (利用条件)

第 8 条 会館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用時間を厳守すること。
- (2) 利用時間内に清掃及び後始末をすること。
- (3) 使用した用具の確認を行い、所定の場所に返納すること。
- (4) 会館の設備又は貸出しを受けた用具等を故意または重大な過失により破損若しくは紛失したときは、利用責任者が弁償すること。

### (利用の制限、不許可、許可取消)

第 9 条 利用の制限とは、主として、個人団体を問わず施設を利用する際に制限することを指す。

2 利用の不許可、許可取消とは、主として、施設の利用許可申請に対する制限を指す。

3 会館は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を制限することができる。

- (1) 営利のみを目的とする利用
- (2) 会館の設置目的に反する利用
- (3) 会館の秩序や公益を害するおそれのある利用
- (4) 会館の管理上支障がある利用
- (5) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき

### (免責)

第10条 この要綱の規定により、会館を利用した者が負傷等によって生じた損害については、会館は一切の責を負わない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。